

平成25年度施策評価シート(平成24年度実施事業)

施策名	高齢者福祉	施策コード 3-3-2	作成主管課	高齢福祉課
			関係課	笠間支所福祉課 岩間支所福祉課 健康増進課

総合計画後期基本計画の内容

政策体系	政策	第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり(健康・福祉)
	小政策	3 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります
現況と課題	<p>超高齢化社会を迎える中で、生涯を通じて健康で能力を発揮できる環境づくりや高齢化社会に対応した社会基盤の再整備が求められています。また、地域づくりの担い手としても高齢者の力は重要なものとなっています。その一方で、寝たきりや認知症等の要介護者は増加しており、介護保険制度を含めた社会保障制度の改革の検討が進められています。</p> <p>本市では、県平均を上回る高齢化率となっている中で、地域包括支援センターを核とした各種啓発や保健センターと連携した健康診査の受診促進、転倒予防教室や地域における介護予防事業を展開してきました。また、ねりんピックの開催、異世代交流活動、在宅ケアチームの結成・活動などの生きがい対策や地域で支えあう体制の充実を図り、介護保険事業でも、保険料を抑制しながら、適正な運営に努めてきました。</p> <p>今後は、生活の質の向上を図るため、分野横断的な取り組みにより、認知症対策をはじめとした安心できる保険制度の適正な運用を図りながら、健康づくりの普及・啓発活動や防災・防犯対応を含めた地域での支えあいの体制を整備していく必要があります。</p> <p>また、地域づくりの担い手でもある高齢者の生きがいづくりを推進し、コミュニティビジネスなど新たな産業の創造など、高齢化社会を成長の機会ととらえた取り組みを検討していく必要があります。</p>	
施策目標	介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加、就業など、総合的で多様なサービスが、高齢者の状態に応じて切れ目なく円滑に提供され、安心して生きがいにあふれる生活環境を構築します。	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	
-------------	--

(1) 目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
高齢者が地域で生き生きと暮らしていると感じている市民の割合	市民実感度	55.300	50.120				
	加重平均値	2.584	2.533				
当施策を重要と感じている市民の割合	市民実感度						
	加重平均値			94.380			
	重要度						
	加重平均値			3.558			

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
認知症サポーター数	目標値	人		500	600	700	800	900
	実績値	人	351	486				
	達成度	%		97.20				
	ベンチマーク							
高齢者の社会参加率(高齢者クラブ加入率)	目標値	%		23.50	23.70	23.90	24.10	24.30
	実績値	%	23.35	20.13				
	達成度	%		85.66				
	ベンチマーク							
	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							

数値指標の考え方	指標設定の考え方	高齢化社会における諸問題に対応するため、身近な地域で協力者を増やし、地域による見守り体制の強化という住民のニーズに合わせて協力員を増やすことが、地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていくことになるため、目標指標とした。また、高齢者クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、様々な活動展開を行うことで高齢者の社会参加を推進し、介護予防及び高齢者の孤立化を防げることから、参加者を増やすことを目標指標とした。
	目標値設定の考え方	1講座20名程度の認知症サポーター講座を5回以上実施して、認知症の方を支える協力員を年間100名育成することを目標としている。高齢化・核家族化が進んでいく中、できるだけ多くの方の社会参加を目指し、年間0.2%の増加を目指して事業を推進している。

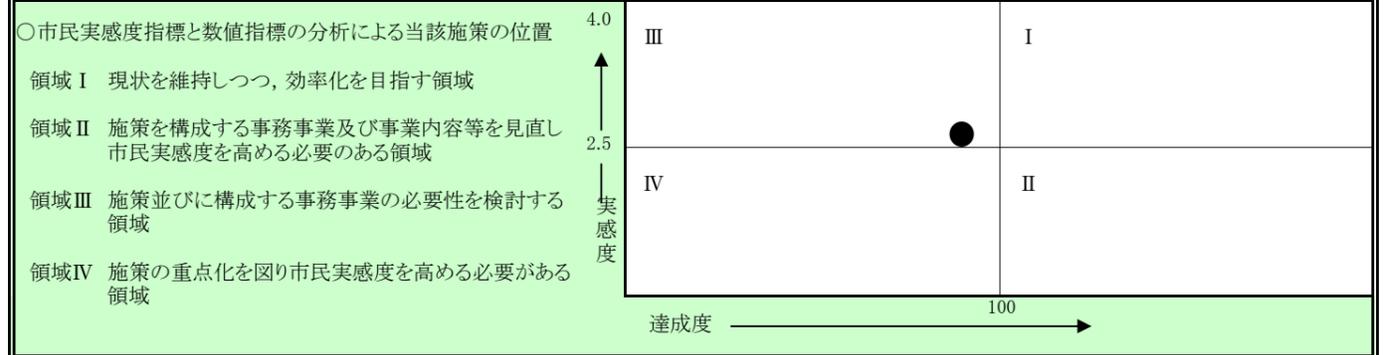
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 高齢者が要介護状態とならないよう、自らの心身の状態に配慮し、日ごろから健康の保持・増進や介護予防に努める。認知症サポーターなど共助体制を強化し、地域住民による見守り体制を構築する。孤独死防止のため、積極的に社会参加をし、近隣との良好な関係を築く。
	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 高齢者が要介護状態とならないよう、自らの心身の状態に配慮し、日ごろから健康の保持・増進や介護予防に努めていただくための情報や機会の提供を図る。 要支援・要介護度の軽減・悪化防止のための様々な介護予防の取り組みを推進する。 関係機関との連携体制を強化し、相談支援のネットワーク体制を構築する。

3 平成24年度の取組状況

取組状況等	取り組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 地域包括ケアシステムネットワーク体制の構築のため、関係機関との連携等について検討した。地域での見守りを強化するため、認知症や介護予防への理解を深め、共助体制づくりを実施した。見守りのための事業所協定を締結し住民全体による見守り体制の整備に努めた。(協定事業所 5社) 介護予防を推進するため、事業の見直しを行い、事業統合を実施した。
-------	--

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	指標を分析した結果施策目標は達成されたのか ・認知症サポーター講座を市民講座に登録し、多くの対象者に講座を受講していただくことができた。認知症について理解を深めるとともに、地域での見守りの協力者として、見守り支援体制の一助となった。 ・高齢者の生きがいづくり及び介護予防のため、多くの方に参加していただき、効果は得られた。 ・特にひとり暮らしの高齢者の参加は、社会的孤立を防止し、孤独死などの課題への対応策となっている。
-------	---

構成事務事業の適正性	施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か 42事業中11事業が義務的事業、30が政策的事業、1事業が計画策定事務である。ニーズに合わせて事業内容の検討を行い、事業の統合及び廃止などを実施し、適正化した。
------------	---

残された課題	平成25年度以降に残る課題、その要因として考えられること。 国の制度の見直しにより、介護保険制度は軽度者(要支援1・2)へのサービスを市町村事業に移管する制度の見直し検討を開始しており、第6期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、市の一般会計事業としてのサービスを検討していく必要がある。 また、地域での見守り体制の構築のため、医療・介護・福祉等関係機関との連携体制を強化していく必要がある。
--------	---

5 今後の方向性

取組方針	平成26年度に向けた施策方針 介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加、就業など、総合的で多様なサービスが、高齢者の状態に応じて切れ目なく円滑に提供され、安心して生きがいにあふれる生活環境を構築を目指す。 地域ケアシステムネットワークを構築し、関係機関との連携体制の強化及び地域での支援体制を確立する。 住民の認知症や介護予防に対する理解を深めるとともに、高齢者の社会参加による生きがいづくりや、地域での見守りについての役割を担っていただき、安心して暮らせる地域づくりを目指す。
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			貢献度評価	
			成果指標	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
1	老人保護施設措置事業	概ね65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに措置する事業である。	義務的事業	養護老人ホーム入所者	人	30	27	24	市単独	73,848	68,696	62,342	義務的事業
2	シルバー人材センター事業	笠間市シルバー人材センターに対する補助金の交付。	政策的事業	登録会員数	人	336	322	330	市単独	14,880	14,880	11,600	8
3	在宅福祉サービス事業	高齢者や障がい者のいる家庭に対し、適切な家事及び介助等の援助を行うことにより、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、地域で安心して生活できるようその福祉の向上を図る。会員制による家事援助及び移送サービス等の提供。	政策的事業	利用会員数 協力会員数	人	260 149	236 140	224 153	市単独	4,993	4,826	4,892	3
4	軽度生活援助事業	在宅で生活するひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して、簡易な日常生活上の支援を行う生活援助員を派遣することにより、在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を予防する。	政策的事業	利用者数	人	415	264	166	市単独	2,115	1,197	588	休廃止
5	生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対して、短期間の施設宿泊を提供することにより、基本的な生活習慣の確立を図り、要介護状態への進行を予防する	政策的事業	利用者数	人	4	0	0	—	101	—	—	12
6	高齢者実態把握事業	在宅の高齢者が、要介護状態にならぬよう適切な介護予防、生活支援、家族介護支援サービスを提供するため、要援護高齢者又は要援護となる恐れのある高齢者の心身の状況及びその家族の状況を把握する	政策的事業	実態把握者数	人	417	482	150	国・県補助	1,126	1,332	432	7
7	配食サービス事業	笠間市社会福祉協議会が実施する配食サービス事業(日常生活に支障がある高齢者に対して、食生活を支援し心のふれあいと安否確認を行う)に対し補助金を交付する 事業内容いずれも昼食 笠間地区 配食月3回実施,友部地区 配食・会食月3回実施,岩間地区 配食週1回実施	政策的事業	利用者数 延利用者数	人	270 9,560	282 9,887	290 7,591	市単独	3,513	3,694	4,961	10
8	いきいきふれあい通所事業	介護予防又は生きがい活動を支援する必要があるものに対して、軽運動・創作活動・講話等を提供することにより、生きがいのある生活を送り、要介護状態への進行を予防する。	政策的事業	実施日数 延利用者数	人	228 1789	622 8854	612 8677	国・県補助	7,001	23,778	26,303	3
9	高齢者住宅整備資金貸付事業	介護保険事業に住宅改修事業があり、現在この事業については要望が無いため、予算措置無し。現在償還中の1件が終了すれば事業廃止の予定である。	政策的事業	貸付件数	件	0	0	0	—	—	—	—	休廃止
10	三世代ふれあい事業	高齢者の社会参加を図り、地域の児童やその保護者等との交流を推進する。小学校を単位とした地域の中で高齢者の持ちうる豊かな経験や知識及び技能を生かした生きがいづくりを進めるため、また、閉じこもりがちになり暮らしの高齢者の社会的孤立感の解消や自立支援に資する「三世代ふれあい事業」に対し補助金を交付する。	政策的事業	参加者数延	人	12,688	13,204	13,300	市単独	2,565	2,099	1,785	10
11	権利擁護事業	権利侵害行為の対象になっている高齢者、権利侵害の対象になりやすい高齢者、自ら権利主張や権利行使をする事ができない高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う。他、高齢者に関する窓口相談。	政策的事業	虐待相談案件数 相談者数	人	22 1785	15 1252	26 954	国・県補助	153	117	140	5
12	敬老事業	75歳以上の高齢者を、学校や地区の公民館等に招待し、敬老のお祝いをする。また88歳、100歳達成者及び最高齢者に対して記念品を贈り長寿を祝う。	政策的事業	参加率	%	27	27	28	市単独	11,348	10,003	23,317	5
13	愛の定期便事業	高齢者の孤立死が問題となっている中、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問して乳製品を配布し、安否の確認・健康の保持及び孤独感の解消を図る。	政策的事業	利用者数	人	498	485	429	市単独	5,731	5,139	4,960	8
14	介護予防支援事業	高齢化が進む中、要介護状態にならないようにするために、介護のリスクが高い(転倒・口腔機能の低下・低栄養等)方を、生活機能評価にて選別し、随時、教室等に参加を促し再評価することで、介護予防の効果が得られる。65歳以上の対象者全員に生活機能評価の調査を郵送にて実施。2次予防候補者を選別し、個々にアセスメントをした上で対象者を把握する。対象者に結果票を送付するとともに、身体機能等の状態にあった介護予防教室を提案し、参加を促す。保健センターの介護予防事業だけではなく、地域で活動するシルバーリハビリやスクエア	政策的事業	生活機能評価実施者	人	5,360	5,238	12,286	国・県補助	15,536	18,136	11,510	1
15	介護予防ケアマネジメント事業	地域における健康づくりをはじめ、介護保険以外の生活支援サービスの充実により、高齢者が住みなれたところで、少しでも自立した生活が送れるよう支援していく。また、介護予防の効果を高めるために要支援の非該当者から要支援者へいたるまで連続的で一貫したケアマネジメントを実施する。地域包括支援センターの適正な運営のため、包括ケアシステムネットワークを構築し、医療・保健・福祉の連携した支援体制を確立する。	義務的事業	ケアプラン作成件数	件	4,931	4,350	4,321	国・県補助	8,211	24,390	24,446	義務的事業
16	包括的支援事業(地域支援事業)	包括的支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援を充実させながら対応していく。	政策的事業	相談者数 ケアマネ研修参加者数	人	1785 60	954 66	1280 150	国・県補助	35,869	6,078	6,434	2
17	緊急通報システム事業	おおむね65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病・事故その他の理由により緊急で援助を必要とした時に、消防本部に通報することにより速やかな救護・助言を行う。	政策的事業	救護された人数	人	40	46	42	市単独	3,997	2,973	2,100	8
事業費合計									4,400,553	4,562,024	5,001,638		

シート3-2 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			貢献度評価	
			成果指標	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
18	高齢者スポーツ活動補助金交付事業	スポーツを通じ、心身の健康増進と地域間の交流を深め、社会発展に寄与するとともに競技の普及を図る。	政策的事業	会員数 高齢者クラブ加入率	人	1019 23	977 21	1143 20	市単独	75	75	300	11
19	高齢者クラブ事業	元気な高齢者作りの推進に重点を置き、その担い手である市内の単位高齢者クラブが、スポーツ・文化活動を通じ親交を図り、健康づくりや介護予防の活動を行うのを支援する。	政策的事業	単位クラブ数 会員数 クラブ加入率	人	118 5899 23	108 5308 21	107 5213 20	国・県補助	7,575	7,009	6,968	6
20	介護慰労金支給事業	在宅で要介護状態にある高齢者を介護する者に対し慰労金を支給する。＜支給対象者＞ 当該年度の7月31日現在において、介護保険法の規定による要介護4以上の認定を受けている65歳以上の被保険者を在宅で介護する介護者のうち、主として常時介護している者。（※ただし、要介護者が基準日において介護施設、グループホーム、医療機関等に入院・入所している場合、又は基準日から過去1年間に90日以上入院若しくは短期入所を利用している者を除く。）＜慰労金の額＞年額1万円。	政策的事業	受給者数	人	163	189	183	国・県補助	1,650	1,890	1,830	9
21	家族介護者交流事業	在宅で寝たきり及び認知症の高齢者を介護している介護者の慰労と、介護者相互の交流会を開催し、介護意欲の向上を図る。	政策的事業	参加者数	人	86	103	100	国・県補助	215	73	65	9
22	家族介護教室事業	在宅で高齢者を介護している家族及びその援助者が、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識や技術を習得することにより、介護者の負担軽減を図る。	政策的事業	参加者数	人	110	30	126	国・県補助	550	191	435	11
23	家族介護継続支援事業(介護用品の支給)	高齢者及びその家族に対し、介護に必要な用品を支給することにより、高齢者の身体の衛生、清潔の保持及び家族の経済的負担の軽減を図る。対象者は笠間市に住所を有し、在宅で介護を受けている要介護度3以上の要介護被保険者であり、その家族に対し介護用品購入券を支給する。	政策的事業	受給者数	人	680	702	843	国・県補助	23,936	26,779	21,925	6
24	趣旨普及事業	第5期介護保険事業計画の策定及び介護保険法・介護報酬の改正に伴い、平成24年度からの介護保険制度の周知を行う	政策的事業	要介護認定率	%	14	14	14	—	126	2,972	—	2
25	介護(予防)サービス給付事業	介護サービス利用者に対し、介護サービス給付費の支給を行う。	義務的事业	介護サービス利用率	%	12	12	12	国・県補助	4,103,860	4,265,637	4,682,146	義務的事业
26	賦課・徴収事務	65歳以上の市民に対し介護保険料の賦課・徴収を実施する。未納者については督促・催告書を送付し滞納整理を実施する。	義務的事业	現年度分保険料収納率 滞納繰越分保険料収	%	98 19	98 20	98 22	市単独	4,440	4,588	4,632	義務的事业
27	介護認定審査事務	介護サービス利用者に対し、介護認定調査及び審査判定を実施し介護度を決定する。	義務的事业	要介護認定者数	人	2,615	2,710	2,821	市単独	22,819	20,097	23,979	義務的事业
28	介護サービス事業所指定・指導事業	広域的な事業を展開する法人などで不正が発覚し、平成18年4月に介護保険法が改正され、市町村への権限強化と、指定に関して欠格事由や取消要件を追加し、新たに更新制を導入した。また、認知・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように地域密着型サービスが創設され市が指定権者となった。国から県・市町村へ指導監督体制に対する、連携の徹底を図ることの旨の通知が出され、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図っている。	義務的事业	地域密着型サービス利用者数	人	168	183	209	—	—	—	—	義務的事业
29	介護給付適正化推進事業	平成16年2月から国保連合会の介護給付適正化システムの運用が開始され、保険者では当該システムを活用し介護給付適正化事業が実施されるとともに、同年10月からは全県・全市町村を対象に「介護給付適正化推進運動」を実施している。また、平成22年7月から介護事業者適正化支援パッケージを導入し給付費の適正化を実施している。	政策的事業	過誤申立件数	件	74	142	150	国・県補助	2,012	2,726	2,818	5
30	介護保険利用者負担軽減事業	低所得者(住民税非課税世帯に属する者)に対して、介護サービスの利用者負担を軽減することにより、介護保険事業の定着化及び推進を図る。	政策的事業	支給件数	人	1,598	1,578	1,558	市単独	1,373	1,305	1,328	9
31	障害者控除等対象者認定事務	所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とすることができる。当該認定にあたっては、介護認定に用いた主事医意見書の情報により認定することになる。	義務的事业	障害者控除等認定者数	人	166	118	93	—	—	—	—	義務的事业
32	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務	介護保険法に基づき、第6期介護保険事業計画(平成27年度～29年度)を高齢者福祉計画と一体の計画として策定する。	計画策定事務	計画書	部	—	300	—	市単独	—	2,385	43	1
33	老人福祉法権限移譲事務	地方分権一括法による地方自治法改正により茨城県より移譲された老人福祉法に基づき、介護保険事業の老人居宅生活支援事業に係る届け出等の受理、有料老人ホーム運営の指導・老人デイサービスセンター等の設置の相談を実施。	義務的事业	計画書	—	—	—	—	—	—	—	—	義務的事业
34	介護サービス事業	支援の必要な方が、安心して地域での生活が継続できるように、介護予防のマネジメントを行う。包括支援センターでは介護保険認定者のうち要支援1、要支援2の方に対し、状況を把握し課題を分析することにより、ケアプランを作成し適切なサービスにつなげるとともに、事業所への連絡や担当者会議等により、課題の共有及び支援の方向性を検討し、評価を実施する。	義務的事业	ケアプラン作成件数	人	4,847	4,350	4,321	市単独	23,829	22,271	24,303	義務的事业
35	老人福祉センター運営事業	福祉センターいわまの運営及び維持管理。 高齢者の健康増進、自立促進に資する活動を行うため、高齢者福祉の増進及び介護予防ができるように運営する。	政策的事業	施設利用者数	人	5,814	5,499	5,844	市単独	10,580	10,571	10,251	12
36	介護予防事業(運動、口腔機能向上・栄養改善など)健康増進課	介護予防教室の開催	義務的事业	介護予防教室	回	21	21	69	—	210	2,032	11,510	義務的事业



# シート1 施策構成事務事業目的直結度評価

## 施策名 高齢者福祉



- 法定受託事務(義務的事業に分類)
- 老人保護施設措置事業
  - 水戸地方広域市町村圏事務組合事業(ひめま荘)
  - 介護予防ケアマネジメント事業
  - 介護(予防)サービス給付事業
  - 賦課・徴収事務
  - 介護認定審査事務
  - 介護サービス事業所指定・指導事業
  - 障害者控除等対象者認定事務
  - 老人福祉法施設指導事務
  - 介護サービス事業
  - 介護予防事業(運動、口腔機能向上・栄養改善など)

# シート2施策構成事務事業貢献度評価

施策名 高齢者福祉

施策の目的に対する事務事業の目的の直結度

- 非常に高い 1
- 高い 2 3
- 中 4 5 6
- 低い 7 8 9

1 介護予防支援事業 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務	2 包括的支援事業(地域支援事業) 趣旨普及事業	4
3 いきいきふれあい通所事業 在宅福祉サービス事業	5 介護給付適正化推進事業 敬老事業 権利擁護事業	7 高齢者実態把握事業
6 高齢者クラブ事業 家族介護継続支援事業(介護用品の支給)	8 愛の定期便事業 緊急通報システム事業 シルバー人材センター事業	10 配食サービス事業 三世代ふれあい事業 老人福祉センター運営事業
9 介護慰労金支給事業 介護保険利用者負担軽減事業 家族介護者交流事業	11 家族介護教室事業 高齢者スポーツ活動補助金交付事業	12 生活管理指導短期宿泊事業 軽度生活援助事業

成果は高い (上位)

成果はやや高い (中位)

成果は普通 (中位)

成果は低い、ほとんど出ていない若しくは把握できない(下位)

事務事業の成果

事務事業の休廃止検討エリア

法定受託事務(義務的の事業に分類)

- 老人保護施設措置事業
- 水戸地方広域市町村圏事務組合事業(ひめま荘)
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 介護(予防)サービス給付事業
- 賦課・徴収事務
- 介護認定審査事務
- 介護サービス事業所指定・指導事業
- 障害者控除等対象者認定事務
- 老人福祉法施設指導事務
- 介護サービス事業
- 介護予防事業(運動、口腔機能向上・栄養改善など)